

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)

目次

第一	子ども子育て支援の意義に関する事項.....	2
一	子どもの育ち及び子育てをめぐる環境.....	3
二	子どもの育ちに関する理念.....	3
三	子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義.....	4
四	社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割.....	4
第二	教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項 .	5
一	教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的な考え方.....	5
二	子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働	5
第三	子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項.....	5
一	子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項	5
二	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項	7
三	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項.....	10
四	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項※略	10
五	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項※略	10
六	その他.....	11
第四	児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項.....	11
第五	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項.....	11
第六	その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項	11

この基本指針は、子ども・子育て支援の新たな制度の下、子ども・子育て支援法第六十条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的とするものである。

第一 子ども子育て支援の意義に関する事項

■ 法の目的

- ・「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」（子ども・子育て支援法第1条）



- ・行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。
そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

■ 法の目的を達成するための必要な事項

- ・子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする。
- ・法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障すること。
- ・親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくこと。

一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

- ・少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少
- ・乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少



- ・子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、
- ・家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、



子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。
こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

二 子どもの育ちに関する理念

発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程である。

とりわけ、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。

1 乳児期（おおむね満1歳に達するまで）

身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期である。

2 幼児期（おおむね満3歳に達するまで）

基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期である。

3 幼児期（おおむね満3歳以上）

遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期である。



乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

4 学童期

自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。



乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある。



子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことである。

このような基本的認識のもと、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、次の点に留意することが重要である。

- 地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させること
- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと
- 発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと
- 安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること
- 地域の人材をいかしていくこと

四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会をつくり、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的な考え方

- ・ 市町村は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う。
- ・ 市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

1 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働

家庭教育の支援施策を行う市町村の関係部局との密接な連携を図ること。

2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働

関係市町村間の連携を図るとともに、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこと。

3 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働

市町村と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要がある。

4 国と地方公共団体との連携及び協働

国及び地方公共団体は恒常的に意見交換を行い、連携及び協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進することが必要である。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

次世代育成支援対策推進法に基づき作成する市町村行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。

2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

(一) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業等の担当部局が相互に連携することができる体制を整備することが必要であり、関係部局を一元化するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備すること。

(二) 子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見の聴取

子ども・子育て支援事業計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、

地域の関係者の意見を反映することが必要である。市町村及び都道府県は、審議会その他の合議制の機関を設置している場合はその意見を、その他の場合は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならないこと。

(三) 市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、市町村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

市町村は、四半期ごと等の都道府県が定める一定の期間ごとに、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の進捗状況等の都道府県が定める事項を、都道府県に報告すること。

市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（「利用希望把握調査等」）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

4 計画期間における数値目標の設定

市町村は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、計画期間内における量の見込みを設定すること。

5 住民の意見の反映

市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、審議会その他の合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること。

6 他の計画との関係

- ・ 地域福祉計画、教育振興基本計画、自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する計画）、障害者計画、市町村整備計画（児童福祉法第56条の4の2第1項に規定する計画）の子ども・子育て支援に関する事項を定めるもの並びに放課後子どもプラン事業計画その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする。
- ・ 他の法律の規定により市町村が作成する計画であって、子ども・子育て支援事業計画と盛り込む内容が重複するものについては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成して差し支えない。

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

次に掲げる事項について、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める。

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を定める必要がある。

教育・保育提供区域は子どもの区分※（以下「認定区分」）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに共通の区域設定とすることが基本となる。事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

※認定区分（子ども・子育て支援法第19条第1項）

- 1号 3～5歳 幼児期の学校教育のみ
- 2号 3～5歳 保育の必要性あり
- 3号 0～2歳 保育の必要性あり

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

- ・ 教育・保育の利用状況及び利用希望を分析、評価
- ・ 参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごと（3号認定子どもにあたっては年齢区分※ごと）に必要利用定員総数を定める。地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、必要利用定員総数の算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

※年齢区分

0歳と1～2歳

- ・ 満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る3号認定子どもの利用定員数の割合（保育利用率）について、計画期間内における目標値を設定すること。その際、満3歳未満の子どもであって地域型保育事業の利用者が満3歳に到達した際に円滑に教育・保育施設に移行することが可能となるよう配慮する。
- ・ 社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、地方版子ども・子育て会議においてその算出根拠を調査審議するなど、必要利用定員総数の算出根拠の透明化を図る。

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・教育・保育提供区域ごと及び認定区分ごとに、量の見込みとして定めた「保育利用率」を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成 29 年度末までに、各年度の量の見込みに対応する特定特定教育保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。
- ・当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。
- ・保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。
- ・特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。
- ・当分の間、2号認定子ども、3号認定子どもについては、市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする。

② 市町村の認可に係る需給調整の考え方

- ・教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えることになると認めるときは、地域型保育事業の認可をしないことができる。

認可に係る需給調整については、慎重に取り扱われるべきものであることに留意が必要。

- ・支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、市町村は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る地域型保育事業所の認可を行うことが望ましい。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

基本的には、教育・保育の量の見込みと同様に作成

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画においては、各年度の量の見込みに対応するよう、事業の種類ごとに、各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。
- ・放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、引き続き子どもの健全育成を図る中核的な活動拠点である児童館や放課後子ども教室等との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進することが必要。
- ・地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要である。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要。

地域子ども・子育て支援事業 一覧

※事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

- ① 利用者支援に関する事業
- ② 時間外保育事業
- ③ 放課後児童健全育成事業

※ 学年が上がるほど利用の減少傾向があること、概ね 10 歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意が必要。

- ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業
- ⑧ 一時預かり事業

※ 幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえることが必要

- ⑨ 病児保育事業
- ⑩ 子育て援助活動支援事業
- ⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

- ・幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載。
- ・幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定める。
- ・子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定める。
- ・教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携の推進方策を定める。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

次に掲げる事項について、市町村子ども・子育て支援事業計画において地域の実情に応じて定める。

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載すること。

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実等

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むこと。

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項※略

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項※略

六 その他

- ・子ども・子育て支援事業計画の作成の時期については、法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）までに作成することが必要であるが、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までにおおむねの案を取りまとめる必要がある。
- ・子ども・子育て支援事業計画の期間は、法の施行の日から 5 年を 1 期として作成。
- ・子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価については、各年度において、施策の実施状況（認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。
- ・子ども・子育て支援事業計画の公表については、作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表すること。

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

- ・市町村は、社会的養護施策等の対象となる要保護児童、障害児等特別な支援が必要な子ども等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基盤整備を行う。
- ・市町村と都道府県が行うこれらの施策の連携を確保し、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにする必要がある。

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- ・国は、憲章及び行動指針を踏まえ、企業や労働者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・子育て支援のための社会的基盤づくりを積極的に行うため、施策を推進する。

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- ・地方版子ども・子育て会議の設置及び当該会議における子ども・子育て支援策の点検・評価、結果の公表